

秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置

秋田市内において次の要件を満たす工場等を新増設した場合、秋田市商工業振興条例に基づく各種優遇措置が受けられます。

優遇措置を受けるには、操業開始後90日以内に認定申請書を提出し、市の認定を受ける必要があります。
また、優遇制度は、単独企業だけでなく親会社・子会社等からなる企業集団による新増設に対しても、該当する構成会社すべてに適用されます。

助成要件		
対象企業	市外企業	市内企業 <small>(秋田市内で1年以上事業を行っている方)</small>
工場	① 投資額 5,000万円超 新規雇用 5人以上(純増)	① 投資額 3,000万円超 新規雇用 3人以上(純増)
卸売商業施設 貿易関連施設 流通関連施設	② 投資額 5,000万円+(5人-新規雇用者数)×1,000万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下(純増)	② 投資額 3,000万円+(3人-新規雇用者数)×1,000万円超 ※1/2以上地元発注 ③ 投資額 5億円超 新規雇用 1人以上2人以下(純増)
情報通信関連事業所 ①ソフトウェア事業所 ②映像情報制作等事業所 ③専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設	① 投資額 3,000万円超 新規雇用 5人以上(純増) ※新規雇用者数が5人から1人増加ごとに、投資額3,000万円超を50万円ずつ緩和	① 投資額 1,500万円超 新規雇用 3人以上(純増) ※新規雇用者数が3人から1人増加ごとに、投資額1,500万円超を50万円ずつ緩和
特定サービス施設 技術サービス業、こん包業など、産業分類表から別途指定するもの (再生可能エネルギー関連および脱炭素製造事業に関連するサービス業を含む)	③ 投資額 3,000万円+(5人-新規雇用者数)×600万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 3人以上4人以下(純増)	③ 投資額 1,500万円+(3人-新規雇用者数)×500万円超 ※1/2以上地元発注 新規雇用 1人以上2人以下(純増)
研究施設	③ 立地条件 市街化区域に立地する建物に賃借で入居する新増設 新規雇用 5人以上(純増) 賃借面積 65㎡以上 中心市街地は面積要件なし	
協同組合等	投資額 5,000万円超	投資額 3,000万円超
	集団化事業又は共同施設事業	

▶がんばる地元企業の設備投資を支援します

対象企業	秋田市内に本社を有し、3年以上事業を行っている企業	
工場	投資額 1,000万円超	新規雇用 2人以上(純増)
卸売商業施設 貿易関連施設 流通関連施設		※1/2以上地元発注の場合は1人以上

※投資額(投下固定資産総額)は新増設した施設に係る家屋・償却資産・ソフトウェアの取得経費で、土地代は除く。
※投資額(投下固定資産総額)には、市外から市内への工事等の移設に要した費用も含む。
※新規雇用は市外からの転勤者、パート(要雇用保険)も含む。(秋田市に住民登録している者に限る)
※令和6年3月末日までの操業開始に限る。
※認定後3年以内に交付します。
※奨励措置により取得した財産の処分については、本市の定めるところによる制限があります。

助成内容			
奨励措置	対象	要件	内容
操業促進助成金	当該事業の用に供する 家屋・償却資産・ソフトウェア	取得等に要する経費	投資額×3%
		①地域未来投資促進法に基づく重点促進分野で新規雇用が10人以上の場合(電子デバイス・輸送機関連・医療福祉関連、木材関連、食品関連、農山村資源関連) ②再生可能エネルギー関連もしくは脱炭素燃料の製造等に関する施設の新増設を行う場合 本市への本社機能等の移転を伴う事業所の新増設を行う場合	投資額×5%
用地取得助成金	市の工業団地等の取得経費	①土地の面積が4,000㎡以上 (中小企業者以外は10,000㎡以上 中小企業者の情報通信関連事業所、 特定サービス施設、研究施設は 2,500㎡以上) ②土地取得後3年以内に操業を開始	用地取得価格×交付率 ※交付率は認定時の投資額および新規雇用数による
建物賃借助成金	オフィスビル等の賃借料	認定時の新規雇用を維持	中心市街地または商業地域の場合 賃借料×50% 上記以外の市街化区域の場合 賃借料×25% 操業開始から3か年交付 (年間の限度額2,000万円)
環境整備助成金	①緑化事業 当該事業の用に供する敷地内の緑化事業 ②福祉施設 当該事業の用に供する敷地内の福祉施設 ③公害防止施設 当該事業の用に供する排水処理施設等の施設 ④新エネルギー設備 当該事業の用に供する新エネルギー設備 ⑤省エネルギー設備 当該事業の用に供する省エネルギー設備	次の要件を満たし操業後3年以内に実施	各工事費合計額×50% (限度額2,000万円)
		①緑化事業 敷地内の20%以上の緑化が目安	
		②福祉施設 従業員のための屋内外体育施設で地域住民との共同利用が図られるもの	
		③公害防止施設 市の工業団地等で、公害に関する法令で定める基準以上の処理を行うためのもの	
		④新エネルギー設備 動力源として風力、太陽光等の新エネルギーの利用が図られるもの ⑤省エネルギー設備 排熱利用施設、燃料電池、調光制御設備等を設置し、エネルギー効率を高め、省エネルギーが図られるもの など	
雇用促進助成金	認定時の入口要件に係る 新規雇用数	①認定時の新規雇用者を操業開始の日以後1年間継続して雇用(欠員補充した場合を含む) ②操業開始の前日に、当該操業のための業務以外に従事するため雇用された者を非正規雇用から正規雇用に転換	①継続して雇用された 新規雇用者1人につき ・正規雇用者 50万円 ・非正規雇用者 10万円 ②非正規雇用から正規雇用への転換者1人につき25万円 (新規非正規雇用者数を限度とする。)
		市内企業競争力強化助成金	当該事業の用に供する 家屋・償却資産・ソフトウェア

助成限度額 総額5億円